

「食材王国みやぎ地産地消推進店」登録事業実施要綱

（目的）

第1 この要綱は、宮城県産の農林水産物（以下「県産食材」という。）を積極的に使用している県内の飲食店（持ち帰り・配達飲食サービス業を含む）及びホテル、旅館等の宿泊施設（以下「飲食店等」という。）を食材王国みやぎ地産地消推進店（以下「推進店」という。）として登録する制度等について定めることにより、県産食材に関する認知度、理解度の向上を図り、もって地産地消を推進することを目的とする。

（登録の要件）

第2 食材王国みやぎの基本理念に賛同し、推進店として登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、利用者の期待に応え、県産食材への認知、理解が深まるよう、次の各号に掲げる基礎的要件を満たす地産地消推進に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を定め、実践しなければならない。

- （1）営業期間を通じて、県産食材を積極的に使用し、利用者に提供すること。
- （2）提供する県産食材の産地(可能な限り市町村名まで)をメニュー等に記載又は見やすい場所に掲示し、利用者にその情報を提供すること。

2 次の各号に該当する者は、推進店として登録することができない。

- （1）暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）に規定する暴力団又は暴力団員等。
- （2）前号の関係者と社会的に非難されるべき関係を有する者。

（登録の手続）

第3 申請者は、次の各号に掲げる事項を記載した食材王国みやぎ地産地消推進店登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要な書類を添付して知事に提出しなければならない。

- （1）申請者の所在地、名称及び代表者職・氏名（個人の場合は、住所及び氏名）
 - （2）推進店として登録を受けようとする飲食店等の名称及び所在地
 - （3）取組方針の内容
 - （4）第2の2各号に該当せず、将来においても該当しないことの誓約
 - （5）その他知事が必要と認める事項
- （台帳への登録等）

第4 知事は、登録申請書を受理したときは、記載されている事項が第2に定める要件に該当するかどうかを確認し、当該要件に該当すると認められるときは、食材王国みやぎ地産地消推進店登録台帳（以下「台帳」という。）に登録しなければならない。

2 知事は、前項の規定による登録を行ったときは、登録された申請者（以下「登録者」という。）に対し、食材王国みやぎ地産地消推進店登録証（別記様式第2号。以下「登録証」という。）及び食材王国みやぎ地産地消推進店登録表示板（別記様式第3号。以下「表示板」という。）を交付しなければならない。

（登録者による取組方針の公開等）

第5 登録者は、取組方針を次のいずれかの方法により利用者に公開しなければならない。

- （1）店頭又は店内での掲示
- （2）メニュー表への掲載
- （3）その他利用者が容易に確認可能な方法として知事が認めるもの

2 登録者は、取組方針に従い、県産食材を積極的に使用するとともに、利用者の県産食材に対する理解が深まるよう、可能な限り情報提供に努めるものとする。

3 登録者は、県産食材以外の食材についても、産地等をメニュー等に記載又は見やすい場所に掲示し、利用者にその情報を提供するよう努めるものとする。

(県による取組方針の公開)

第6 知事は、登録者が定めた取組方針を、県のホームページで公開するものとする。

(登録の期間)

第7 登録の有効期間は、令和13年3月31日までとする。

(登録表示板の複製等)

第8 登録者は、店舗の外観、内部装飾との調和維持等のため特に必要なときは、自らの負担において、表示板を複製又は他の材質若しくは規格により製作（以下「複製等」という。）し、推進店に掲げることができるものとする。

2 登録者は、前項の複製等を行おうとするときは、食材王国みやぎ地産地消推進店登録表示板複製等届出書（別記様式第4号）を知事に提出し、その確認を受けなければならない。

(取組状況の報告)

第9 登録者は、毎年度、4月から翌年の3月までの取組状況について、食材王国みやぎ地産地消推進店取組状況報告書（別記様式第5号。以下「取組状況報告書」という。）により、5月末日までに知事に報告しなければならない。

(登録内容の変更)

第10 登録者は、登録申請書に記載した事項のうち、第3第1号から第3号までのいずれかの事項に変更があったときは、速やかに食材王国みやぎ地産地消推進店登録内容変更届出書（別記様式第6号。以下「変更届出書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、登録者から提出された登録申請書の内容に変更があると認められるときは、登録者に対し、変更届出書の提出を求めることができるものとする。

3 知事は、変更届出書を受理したときは、当該変更内容について確認し、台帳登録事項を修正する。

(登録の辞退)

第11 登録者は、登録を辞退しようとするときは、食材王国みやぎ地産地消推進店登録辞退届（別記様式第7号。以下「登録辞退届」という。）を速やかに知事に提出するとともに、登録証及び表示板を返還するものとする。

2 知事は、登録辞退届を受理したときは、内容について確認し、台帳登録事項を抹消するものとする。

(登録の取消し)

第12 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録者の登録を取り消し、台帳登録事項を抹消するとともに、登録証及び表示板の返還を求めることができるものとする。

(1) 法令等に違反したとき。

(2) 廃業したとき。

(3) 利用者の信頼又は県産食材のイメージを著しく失墜させる行為があったとき。

(4) 取組状況報告書又は変更届出書を提出しなかったとき。

(5) 第2の1各号に掲げる基礎的要件を満たさなくなったとき。

(6) 第2の2各号に該当したとき。

(7) その他推進店として相応しくない行為があったとき。

(電子申請による手続等)

第13 第3、第8の2、第9、第10及び第11において規定されている申請、届出及び報告(以下「手続等」という。)については、知事が別に定める当該手続等に係る電子申請により行うことも可能とする。

2 前項の電子申請により行われた手続等については、第3、第8の2、第9、第10及び第11に定める各別記様式により行われたものとみなして、当該各条の規定を適用する。

(登録者への支援)

第14 知事は、食材王国みやぎ地産地消推進店登録事業を効果的に推進するため、登録者に対し次の支援を行うものとする。

(1) 県のホームページ、県政だより等による情報発信

(2) 食に関する各種行事、県産食材に関する情報提供

(3) その他推進店の利用促進のため必要な事項

(他の制度との関係)

第15 登録者は、「食材王国みやぎ推進パートナーシップ会議」の参加申し込み及び「食材王国みやぎ取組宣言及び食材王国みやぎ応援宣言実施要領」(平成20年3月19日施行)に規定する届出があったものとみなし、「取組宣言者」又は「応援宣言者」として取り扱うものとする。

(その他)

第16 この要綱に定めるもののほか、食材王国みやぎ地産地消推進店事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年3月25日から施行する。

2 この要綱は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成24年2月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年3月28日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月28日から施行する。